別表六の二（二十二）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑻」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　当該連結事業年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等　⑽」の「前連結事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「⑽」から「⒁」までの「前一年連結事業年度等特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

⑵　「連結事業年度等又は事業年度等　⑽」の「前連結事業年度等　②」の月数が当該連結事業年度の月数に満たない場合　「⑾」から「⒁」までの「前連結事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

⑶　「連結事業年度等又は事業年度等　⑽」の「前連結事業年度等　②」の月数が当該連結事業年度の月数を超える場合　「⑽」から「⒁」までの「前一年連結事業年度等特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額　⑿又は（⑿×⒀）　⒁」の「前連結事業年度等　②」の欄には「同上のうち継続雇用者に係る金額　⑿」の「前連結事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第39条の47第13項第２号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）に規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載すること。

別表六の二⑴の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「49の①」）」に改める。

別表六の二⑴の表中「控除前所得金額（別表四「38の①」）－（別表七（二）「9」又は「21」）」を「控除前所得金額（別表四「39の①」）－（別表七（二）「9」又は「21」）」に、「所得金額控除限度額　(1)×50、55、60又は100／100」を「所得金額控除限度額　(1)×50、55又は100／100」に、

・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円

を

・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		

		円

に、「欠損金額（別表四「48の①」）」を「欠損金額（別表四「49の①」）」に、「当期の欠損金額（別表四「48の①」）」を「当期の欠損金額（別表四「49の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「繰越し）の」を「繰越し）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の」に改め、同第11号中「「所得金額控除限度額　(1)×50、55、60又は100／100　(2)」」を「「所得金額控除限度額　(1)×50、55又は100／100　(2)」」に、「「、55、60又は100」」を「「、55又は100」」に、「平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する」を「同日前に開始した」に、「「、60又は100」」を「「又は100」」に改め、「、平成29年４月１日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、」及び「又は100」を消し」を加え、「「50、55、60又は」」を「「50、55又は」」に改め、同第11号中「の欄」を削る。